

熊本県公報

号外 第42号 令和4年(2022年) 9月26日(月)

(毎週 火・金発行)

_____ 目 次

登 載 依 頼

- 〇熊本県道路交通規則の一部を改正する規則・・・・・・・ (警察本部交通企画課)
- ○確認事務の委託の手続等に関する事務取扱規則の一部を改正する

規則 … … (警察本部交通指導課) 2

登載依頼

熊本県公安委員会規則第16号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

(是正措置命令)

第19条の2 法第74条の3第8項の規定による公安委員会の是正措置命令は、別記様式第13号の2の是正措置命令書を交付して行う。

別記様式第13号の次に次の1様式を加える。

別記様式第13号の2(第19条の2関係)

熊公委第 号

> 是 īΕ 措 置 令 書 命

> > 年 月 H

殿

熊本県公安委員会「印

道路交通法第74条の3第8項の規定により、次の措置をとることを命ずる。

所在地	
事業所名	
命令事項	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、 熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日 から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。)。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を 被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起すること ができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日 の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分 の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内 に提起しなければならないこととされています。

附

(施行期日)

- この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。 (自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部改正) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則(平成14年熊本県公安
- 委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第10条の表の第19条の項の次に次のように加える。

第19条の2	法第74条の3第8項	運転代行業法第19条第1項の規定により	
		読み替えて適用される道交法第74条の3	
		第8項	
同表の別記様式第13号の項の次に次のように加える。			
別記様式第13号	道路交通法第74条の3第	運転代行業法第19条第1項の規定により	
Ø 2	8 項	読み替えて適用される道交法第74条の3	
		第8項	

熊本県公安委員会規則第18号

確認事務の委託の手続等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

確認事務の委託の手続等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則 確認事務の委託の手続等に関する事務取扱規則(平成17年熊本県公安委員会規則第9 号)の一部を次のように改正する

号) の一部を次のように改正する。 別記様式第4号、別記様式第14号、別記様式第17号及び別記様式第22号中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。